



第1章

プランの基本的な考え方



1 プランの策定の経過

旧燕市においては平成12年3月に「燕市男女共同参画プラン」を、旧分水町においては平成13年3月に「ぶんすい女と男共同参画プラン」をそれぞれ策定し、さまざまな施策を進めてきました。

しかし、依然として政策や方針決定の場に女性が少なく、家事、育児、介護の多くを女性が担っている現状や、職場における男女の不平等、セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）やドメスティック・バイオレンス（配偶者及び恋人間等における暴力）などの人権侵害と男女共同参画社会の形成を阻害する多くの課題が存在しています。

そこで、合併直後の平成18年6月にこうした課題の解決を図り、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めるため、学識経験者、関係団体、公募市民等で組織する燕市男女共同参画推進懇話会を設置しました。

また、平成18年7月には「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施し、燕市男女共同参画推進懇話会と市民の意見や提言を尊重して「燕市男女共同参画推進プラン」を策定しました。

2 プランの位置づけと性格

- (1) このプランは、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の「市町村男女共同参画計画」として位置づけ、男女共同参画社会の実現に向けて、燕市が取り組むべき施策を総合的・効率的に推進するための基本的な計画です。
- (2) このプランは、燕市における男女共同参画社会の実現を図るため、市が市民、事業所、関係団体との連携を図りながら、相互の理解と協力のもと推進していく計画です。

3 プランの期間

このプランの期間は平成19年度から平成23年度までの5年間とします。また、プランの推進状況や社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

4 プランの基本的な視点

このプランの実施にあたっては、常に5つの視点に立ち、施策や事業等を検討し、見直しを進めていくこととします。なお、プランの基本的な視点は男女共同参画社会基本法の基本理念に基づくものです。

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられ、男女が性別による差別的な取扱いを受けず、個人として能力を発揮する機会を確保していきましょう。

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮

男女が、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、さまざまな活動ができるよう、社会における制度や慣行を見直しましょう。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、対等なパートナーとして、市の政策や団体等の方針の立案及び決定に参加できるようにしましょう。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が、お互いに協力して家庭の一員としての役割を果たしながら、仕事や学習・地域活動などにも参加できるようにしましょう。

(5) 国際的協調

男女が、他の国々や国際機関と相互に協力して、男女共同参画社会の実現のため、国際社会を歩んでいきましょう。

5 プランの目標と体系

個人の人権が尊重され、男女が平等に社会のあらゆる分野において共に参画し、性別にとらわれず、多様な生き方を認め合い、能力が発揮できる男女共同参画社会を実現するため、「一人ひとりが輝くまち、燕市をめざして」3つの基本目標を掲げ、基本目標達成のための施策の基本方針を設定します。

